

Client Alert

15 January 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

ミャンマー知的財産権法の最新情報

ミャンマー特許法の施行（2024 年 5 月 31 日）に伴い、2024 年 10 月 22 日、知的財産局は、特許及び実用新案登録に関する出願サービス料金表（通達 No.2/2024）を発表した。また、ミャンマー知的財産庁（MIPD）は、特許出願を取り扱う代理人向けに「特許登録制度」に関する研修を実施し、2024 年 10 月 31 日に電子特許登録システムを開始した。

また、ミャンマー著作権法の施行（2023 年 10 月 31 日）に伴い、2024 年 2 月 9 日から著作権登録の申請が可能となっている。2024 年 11 月 5 日には、MIPD は 1 回の申請料に含まれる文学的および芸術的作品の数を発表した（通知 No.17/2024）。

特許・実用新案出願の所定手数料

特許・実用新案出願の手数料は、1 件につき約 240 米ドルで、5 請求項までカバーする。年金は段階的に設定されており、初年度の約 96 米ドルから始まり、20 年目には約 715 米ドルまで上昇する。MIPD に支払う実体審査手数料は約 476 米ドル。外国の知的財産庁による実体審査が必要な場合、審査手数料は当該知的財産庁の定めるところとなる。

特許・実用新案出願代理人

MIPD は、2024 年 10 月に「特許・実用新案登録制度」に関する最初の研修を実施した。当該研修を修了した者は、ミャンマーにおいて、特許・実用新案登録出願手続において知的財産権者の代理人となることができる。

著作権の費用

文学・芸術作品または関連する権利対象の登録出願について MIPD に支払う庁費用（印紙代）は約 47 米ドル。MIPD は、文学的または芸術的著作物の出願に含めることができる著作物の数に制限を設けている。例えば、一つの申請に含まれる芸術著作物は 5 点までとされている。